

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者

募集要項

令和6年5月

名古屋市健康福祉局障害者支援課

目 次

第 1 総則

1 設置目的	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者の指定の予定期間	2

第 2 管理の基準

1 指定管理者が行う管理の業務の範囲	2
2 管理の基準	3
3 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人員配置の基準	4
4 指定管理料	5
5 その他	8

第 3 自主事業 8

第 4 指定管理者の選定

1 募集及び選定の方式	9
2 指定管理者選定に係る部会の設置	9
3 選定委員会の構成	9
4 選定基準	10
5 指定管理者の選定	10
6 選定結果の通知及び公表	11
7 選定のスケジュール	12

8	協議の締結	12
9	協定締結前の指定の取り消し	13

第5 応募に関する事項

1	選定に参加する者に必要な資格	13
2	応募にあたっての留意事項	14
3	応募の手続	16
4	応募書類	17
・	名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者評価基準	21
・	管理業務に関して指定管理者が費用及び責任を負担する範囲	23
・	令和6年度の予算に基づく参考試算額（概算）	26
・	配置図	29
・	別記様式1 名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者応募生活会参加申込書	30
・	別記様式2 名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者応募にかかる質問書	31

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者募集要項

名古屋市（以下「市」という。）は、児童福祉法に基づく障害児入所支援及び障害者総合支援法に基づく療養介護及び短期入所を行う名古屋市重症心身障害児者施設（以下「施設」という。）について、平成27年4月1日から、指定管理者による管理運営制度を導入しています。

このたび、令和7年4月1日から指定期間の更新を行うにあたり、名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年3月29日 名古屋市条例第32号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、指定管理者を次のとおり募集します（指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体のことです）。

第1 総則

1 設置目的

本施設は、入所者の生活支援機能、短期入所や在宅生活への移行・継続を支援する在宅支援機能、地域社会や関係機関との協力・連携を行う地域連携機能の3つの機能を軸に、「重症心身障害児者（重度の知的障害、身体障害が重複する者）」に対し、保護、日常生活の指導、訓練、医療の提供等を行うことを目的として設置された施設です。

2 施設の概要

設置場所	名古屋市北区平手町1丁目1番地の5
施設種別	医療型障害児入所施設（障害児入所支援）【児童福祉法第42条】 障害福祉サービス事業所（療養介護・短期入所）【障害者総合支援法第5条】

定 員	障害児入所支援及び療養介護90人（空床利用による短期入所10人を含む）
敷地面積	5,690.27㎡（管理面積 3,946.28㎡）
施設規模	構造 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 7,026.13㎡（名古屋北歯科保健医療センター、駐車場等を含む）
施設内容	【1階】管理室、相談室、調理室、多目的室、交流ホール、家族交流室、ボランティア室等（一般社団法人名古屋市歯科医師会が名古屋北歯科保健医療センターを運営中） 【2階】居室、浴室、デイルーム、診察室、薬剤室、X線撮影室、検査室、機能訓練室、言語療法室、心理室、スヌーズレン室、施設内教室、家族宿泊室等 【3階】居室、浴室、デイルーム等
開設年月日	平成27年4月1日

3 指定管理者の指定の予定期間

10年間（令和7年4月1日から令和17年3月31日まで）

第2 管理の基準

別添「指定管理業務仕様書」を参照してください。また、事業計画書の作成にあたっては、関係法令、条例及び規則始め諸規程を十分確認してください。

なお、土地・建物・備品等は原則として無償で貸与します。

1 指定管理者が行う管理の業務の範囲

（1）重症心身障害児者への支援に関する業務

①生活支援

入所により医療、看護、訓練等を提供するとともに、日常生活の場として利用者本位の生活を送ることができるよう支援すること

②在宅支援

短期入所による支援及び医療的ケアや介護等に関する相談支援等を行うことにより、在宅生活への移行・継続を支援すること

(2)施設管理運営に関する業務

- ①許認可の取得手続き
- ②使用料及び手数料の徴収等
- ③職員の配置・研修
- ④広報・情報発信
- ⑤受付
- ⑥地域社会、関係機関等との協力・連携
- ⑦統計資料の作成及び調査研究
- ⑧施設、設備及び備品の維持管理等
- ⑨その他必要な管理運営業務

2 管理の基準

(1)関係法令の遵守及び設置目的に沿った管理運営

管理運営にあたっては、医療法、児童福祉法、障害者総合支援法その他関係法令、条例等の規程を遵守するものとします。

(2)情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条並びに、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2の各規定により、情報の保護及び管理並びに公開のために必要な措置を講じなければならない義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守するものとします。

(3) 事故・災害への対応

指定管理者は、事故を未然に防ぎ、災害の影響を最小限にとどめるため、必要な措置を講じるとともに、事故や災害が発生した場合に適切な救急処置や安全措置ができる体制を整えるものとします。

(4) 再委託の禁止

管理業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、炊事業務、警備業務、清掃業務、建物設備等の保守及び点検業務その他市が認めた業務については、この限りではありません。

(5) 管理業務に関して指定管理者が費用及び責任を負担する範囲

23ページから25ページのとおりです。

管理業務における自らの責任負担に対応し、必要な保険等に参加していただきます。

(6) 保険への加入

指定管理者は、損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のため措置を講ずるものとします。

3 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人員配置の基準

関係法令を遵守するとともに、効果的・効率的に管理運営を行うことができるよう体制を整備し、業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を考慮して適正な数の人数を配置してください。なお、入所者90人（施設入所80人、短期入所10人）で積算した参考配置基準は、以下のとおりです。

職 種	配置数	備 考
医師（施設長含む）※	5 人	医療法上の標準数 (院長、副院長は常勤とする)
看護師※	6 3 人	7 対 1 看護、3 交代勤務を想定
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	4 人	児童福祉法上の基準数は 1 人以上
薬剤師	2 人	医療法上の標準数
栄養士	1 人	
サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者 ※	2 人	児童福祉法及び障害者総合支援法 上の基準数（1 人以上は、常勤）
事務員	4 人	
相談支援員	1 人	
保育士／児童指導員／ 生活支援員※	4 0 人	障害者総合支援法上の生活支援員 の基準数 (各職種 1 人以上は常勤とする)
心理指導を担当する職員	1 人	児童福祉法上の基準数
その他非常勤職員(放射線 技師、臨床検査技師、電気技 師等)		

※当該職種については、常勤換算で積算

4 指定管理料

(1) 指定管理料に含まれる経費

施設の管理運営から発生した収入は、すべて名古屋市の収入とします。

施設の管理運営のため、名古屋市が必要と認める以下の経費は、委託料（指定管理料）として指定管理者に支払います。

- ①人件費 職員給与、職員諸手当、退職共済掛金、法定福利費 等
- ②管理費（事務費） 福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道費、燃料費、通信運搬費、賃借料、修繕費（1件250万円（消費税込）以下のもの）及び各種業務委託 等
- ③事業費 給食費、介護用品費、医薬品費、診療・療養等材料費、消耗器具備品費、水道光熱費等

（2）管理業務に必要な経費

指定管理者が10年間の管理業務に必要とする金額の提案を求めます。

なお、指定管理料は、毎年度、名古屋市の予算の範囲内で市と指定管理者の協議により、金額、支払時期及び支払方法等について年度協定において定めることとします。

その額は、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、増額は認められません。ただし、本市の定める仕様の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、本市と指定管理者の協議の上、指定管理料額を変更する場合があります。

なお、必要な人員の不足、業務の不履行、指定取消し等があった場合は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

また、予想し得ない事由で事業の中止等を行った場合に、指定管理料の全部又は一部を返還させることがあります。

（3）指定管理料に含まれない経費

次に掲げる経費については、原則として市は指定管理料として指定管理者に支払いませんので、提案額に含めないでください。

- ①名古屋市が直接執行する経費

原形を変ずる修繕及び模様替又は1件250万円（消費税等込）を超える修繕、その他協議で定める事項は市が直接執行します。

②自主事業にかかる経費

当該自主事業から得られる収入によって賄っていただきます。

（４）参考試算額

令和6年度の予算に基づく参考試算額（概算）及び令和3年度から令和5年度までの事業実績を参考にしてください。ただし、人件費については、5ページの参考配置基準を併せて参考にしてください。

（５）指定管理料の支払い

①支払方法等

指定管理料は協定に基づき、指定管理者の請求により、月ごとに口座振替によって支払います。支払い期日及び金額内訳は、毎年度締結する年度協定により定めま

②精算

指定管理料については、全額を非精算といたします。

（６）管理口座

管理業務にかかる経費は、法人本体の口座とは別の口座で管理してください。

（７）賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業及び付帯事業に係る経費を除く。以下同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反

映されます。) また、その際、当初年度の人件費(自主事業に係る経費を除く)の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります(以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。)

指定管理者の公募にあたり、申請団体については、「対象人件費等計算書」(様式第5―3)に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>に掲載)

5 その他

本要項に記載のない必要な事項は、指定管理者選定後、協議の上、定めるものとします。

第3 自主事業

指定管理業務に支障をきたすことのない範囲内で、施設の機能促進やサービス向上のために当該施設を活用して自主事業を実施することができます。実施にあたっては、市と協議してください。

(1) 自主事業の実施に要する経費は、市が支払う指定管理料を充てることはできません。

(2) 自主事業の実施によって発生する収入は指定管理者の収入とします。

第4 指定管理者の選定

1 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

2 指定管理者選定に係る部会の設置

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条及び第8条第1項の規定により、名古屋市重症心身障害児者施設部会（以下「部会」という。）を設置し、選定基準や募集要項の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて申請書類等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

3 選定委員会の構成

委 員 名	役 職 等
小野田 誓	公認会計士
相川 悟郎	愛知県弁護士会弁護士
瀧 誠	愛知淑徳大学 福祉貢献学部長
三浦 清邦	愛知県医療療育総合センター中央病院 副院長
結城 房子	公益社団法人愛知県看護協会 常務理事

※委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合、その委員は、当該選定に係るすべての審査に参加できないこととします。

※選定委員の人数は、申請団体と利害関係を有する等の理由で審査に参加できない委員を除き、3名以上とします。

4 選定基準

(1) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、条例第7条第3項に定める選定の基準に照らし、事業計画書その他応募書類の内容によりプレゼンテーションを行い、次表の評価基準により総合的に行います。

なお、市の定める最低基準点を満たさない法人は、指定管理の候補者として選定されません。

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者評価基準（以下「評価基準」という。）についての基本的な考え方は21ページから22ページのとおりです。

(2) 採点方法、順位の決定方法

- ア 評価基準の各項目について各委員が5段階で点数をつけ、その評価を申請団体ごとに合計し、委員ごとに申請団体の順位を出し、申請団体に順位点を付けます。
- イ 申請団体ごとに各委員の順位点を集計し、その順位点の合計が最も高い申請団体を候補者とします。
- ウ 順位点の最も高い申請団体が複数あった場合は、各委員の評点の計を合計し、それが最も高い申請団体を候補者とします。
- エ 評点の計の合計点も同じ場合には、委員会で協議の上、会長の裁定により候補者を決定します。
- オ 上記ア～エに準じ次点候補者を決定します。
- カ 委員の評点の計の合計点が満点の5割に満たない場合は、最低基準を満たしていない団体として選定しないこととします。

5 指定管理者の選定

選定委員会での審議の結果をもとに、候補者及び次点候補者となる法人の選定を行います。

選定された候補者は、本市と協議を行い協議が整った場合、市議会での議決後に指定管理者として正式に指定されます。

なお、候補者と市の協議が整わない場合その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、次点候補者と協議を行います。

また、指定議案が議会で否決された場合は、次点候補者又は再度の公募により選定された候補者を指定の相手方とする指定議案を改めて上程します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、選定結果については、指定管理者の候補者を選定した後に、全応募者について名古屋市公式ウェブサイトへの掲載等により下記の内容を公表します。行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」（平成31年 2月22日付 30市経市第 155号）に基づき、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申例を参考に判断するものとします。

(1) 選定委員会の開催日時

(2) 選定委員会の委員

(3) 候補者及び次点候補者として選定された団体

(4) 申請団体

(5) 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第 7 第 1 項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）

(6) 候補者の提案の概要

(7) 各申請団体の総得点及び順位及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

7 選定のスケジュール（予定）

内 容	時 期
1 募集の周知及び募集要項・仕様書の配布	令和6年5月24日（金）
2 現地説明会参加の受付	令和6年5月30日（木）まで
3 現地説明会	令和6年6月4日（火）
4 質問の受け付け	令和6年6月4日（火） ～6月10日（月）
5 質問の回答	令和6年6月17日（月）
6 応募書類の受付	令和6年5月24日（金） ～6月24日（月）
7 選定委員会の開催（プレゼンテーション）	令和6年7月上旬～8月上旬
8 選定結果の通知及び指定管理者の候補者の 公表	令和6年8月下旬
9 指定管理者の指定	令和6年10月中旬
10 協定締結	令和7年4月1日（火）

8 協定の締結

本市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。

なお、協定書は、全指定管理期間を通して効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

また、指定期間中に、施設が実施する業務に関する社会情勢の変化などが生じるなど、協定書に記載された事項に変更すべき事由が生じた場合は、本市と指定管理者の協議により、変更できるものとします。

9 協定締結前の指定の取り消し

本指定管理者の指定を受けた法人が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。

第5 応募に関する事項

1 選定に参加する者に必要な資格

(1) 資格

社会福祉法人又は社会医療法人

(2) 資格要件

上記(1)に加えて、次の資格要件が必要です。資格要件は申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。なお、申請書類提出時に資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に満たさなくなったことが判明した場合、失格とします。

- ①破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。）までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止の期間がない者であること。
- ⑥市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- ⑦地方自治法第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。
- ⑧労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。
- ⑨健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（各保険について加入する義務がない者を除く。）
- ⑩「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人でないこと。

なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

また、指定管理者が排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定を取り消します。

2 応募にあたっての留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募者は、管理業務の仕様書の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出するものとします。

（2）接触の禁止

法人又は法人の依頼を受けた者が選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、応募について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

（3）重複提案の禁止

応募 1法人につき提案は 1案とします。複数の提案はできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることもできません。

(4) 提案内容変更の禁止

応募書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(8) 応募書類の取扱い・著作権

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

また、申請者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属しますが、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合、申請書類等の全部又は一部を公表することがあります。

(9) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

(10) 資料の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させること又は内容を提示することを禁じます。

3 応募の手続

(1) 現地説明会

募集要項の内容に関する説明会を次のとおり設けます。応募説明会への参加を希望される法人につきましては、令和6年5月30日（木）の午後5時30分までに参加申込書（別記様式1）に必要事項を記入の上、郵送（必着）、持参、ファックス又は電子メールでお申し込みください。

- ・開催日時 令和6年6月4日（火） 午前10時00分～
- ・開催場所 名古屋市北区平手町1丁目1番地の5
名古屋市重症心身障害児者施設

(2) 質問の受付と回答

質問は、現地説明会の場においては受け付けません。次のとおり文書等による質疑応答をいたします。

① 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和6年6月4日（火）から令和6年6月10日（月）午後5時30分まで
- ・受付方法 質問書（別記様式2）に記入の上、郵送（期限内必着）、持参、ファックス又は電子メールでご提出ください。

② 質問の回答

質問に対する回答は、原則として現地説明会に参加した全法人に郵送、ファックス又は電子メールで行います。（回答予定日 令和6年6月17日（月））

(3) 応募受付

応募書類は製本して10部、ご提出ください。証明等原本が必要なものは、原本を1部、のこり9部はその写しをご提出ください。

- ・受付期限 令和6年6月24日（月）午後5時30分まで（土、日、祝日は除きます。）
- ・受付方法 事務局あてに直接持参してください。
- ・電子データ 紙で添付するもの以外の電子データについても、事務局あてに、電子メールでご提出ください。

4 応募書類

①指定申請書

書類番号	書類名	様式等
1	指定申請書	【名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則別記様式】

②応募団体

書類番号	書類名	様式等
2-1	代表者の履歴	【任意様式】 ※代表者の押印や写真の貼付は必要ありません。
2-2	役員名簿	【任意様式】 ※法人の役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載してください。
2-3	定款	※最新のもの
2-4	登記事項全部証明書	※申請日前3か月以内に発行されたもの
2-5	納税証明書等	※法人及びその代表者に関し、令和6年1月1日以降に発行された直近2か年分の原本（滞納がないこ

		との証明書でも可) ア 国税 (法人税及び消費税) イ 名古屋市税 (法人市民税及び固定資産税) ※課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書 (任意様式)
2-6	財務諸表	【任意様式】 ※直近2年間の財務諸表 (資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録及び事業報告書)
2-7	法人調書	【様式第2-1】
2-8	経理規程	※最新のもの
2-9	法人の沿革や事業内容がわかるもの	※対外的に発行しているパンフレット等 (未作成の場合は任意様式)
2-10	当該申請を決定した理事会の議事録の写し	
2-11	誓約書	【様式第2-2】

③事業実績

書類番号	書類名	様式等
3-1	社会福祉施設等の運営実績	【様式第3-1】 ※主として過去2年間の実績を記入してください。
3-2	管理運営の能力・ノウハウ	【様式第3-2】 ※様式第3-1のほか、施設の管理運営に資する能力・ノウハウ等について記入してください。

④事業計画書

書類番号	書 類 名	様 式 等
4－1	施設運営の基本方針	【様式第4－1】 ※施設の管理運営にかかる理念及び基本方針等を記入してください。
4－2	施設目的を効果的に達成するための運営方針	【様式第4－2】 ※利用者の生活支援、在宅支援、地域連携についての考え方を記入してください。
4－3	職員配置及び人材の確保・育成計画	【様式第4－3】
4－4	施設管理の実施計画	【様式第4－4】 ※管理体制、市民の平等利用等についての考え方を記載してください。

⑤収支予算書（経費の見込み）

書類番号	書 類 名	様 式 等
5－1	収支予算書（10年間計）	【様式第5－1】 ※各年度の総括表
5－2	収支予算書（年度別）	【様式第5－2】 ※年度別に計10年度分を作成してください。
5－3	対象人件費計算書	【様式第5－3】 ※賃金スライド制度に係る計算書

⑥「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

書類番号	書 類 名	様 式 等
6	代表者等名簿	【様式第6】 ※法人の代表者及び施設の管理責任者(予定)について記載してください。

⑦障害者法定雇用率及び障害者等の雇用促進等の取組

書類番号	書 類 名	様 式 等
7	障害者法定雇用率等	【様式第7】 ※障害者法定雇用率及び障害者・高齢者等の就業促進や子育て支援、環境保護活動の取組について記載してください。

⑧自主事業

書類番号	書 類 名	様 式 等
8	自主事業の実施計画	【様式第8】 ※指定管理業務とは別に、施設の機能向上やサービス向上に資する自主事業の提案があれば記載してください。

[参考資料一覧]

- ・名古屋市重症心身障害児者施設条例
- ・名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則
- ・名古屋市重症心身障害児者施設配置図

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者評価基準

大項目（選定基準）	小項目	評価の視点
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること (15点)	将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点)	・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか
	管理運営の実績及び能力があること (5点)	・社会福祉事業、地域福祉活動及び類似施設の管理運営の実績の有無 ・管理運営するための能力・ノウハウがあるか
	重症心身障害児者の特性を理解し、支援に対する熱意を有すること (10点)	・重症心身障害児者の入所や在宅での生活を支えるために、個々の心身の状態の把握に努め、適切な支援に取り組む姿勢があるか
	利用者の生活支援に関して、明確な運営方針を有すること (10点)	・利用者の心身の状態に応じた必要な医療・看護・訓練等を提供する視点を持っているか ・利用者及びその家族のニーズを把握し、支援する視点を持っているか ・サービスの質の改善を図るため、第三者による外部評価を導入する視点を持っているか ・利用者の感染症予防及び感染症拡大防止を徹底する視点を持っているか ・地域住民との交流、ボランティアの受入等を積極的に行う視点を持っているか
施設の設置目的を最も効果的に達成すること (50点)	在宅に関して、明確な運営方針を有すること (10点)	・安定した在宅生活の継続支援及び家族等の負担軽減を図るため、積極的に短期入所による受け入れに取り組む視点を持っているか ・重症心身障害児者及びその家族等に対して、在宅での医療的ケアや介護等に関する相談支援に取り組む視点を持っているか ・重症心身障害児者の在宅支援のためのネットワークを構築し、在宅生活への移行や在宅生活を継続する支援に取り組む視点を持っているか
	地域連携に関して、明確な運営方針を有すること (10点)	・クオリティライフ 21 城北に設置されているメリットを生かした視点を持っているか ・地域社会、障害児者支援に関わる関係機関等と連携していく視点を持っているか
	職員の採用・配置・育成に関して、具体的な計画を有すること (10点)	・配置基準を満たしているか、また十分な知識・経験を有する人材を必要数配置しているか ・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか ・研修等、施設運営に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか ・従事する職員への安全衛生面へのフォローのための方策が具体的に示されているか
	利用者の意思及び人権を尊重した適切な管理体制となっていること (15点)	・利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める体制となっているか ・苦情受付窓口を設置し、責任者を配置するとともに、苦情対応やその解決にあたって、マニュアル等を整備しているか ・虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、職員への研修等、虐待防止を徹底する体制となっているか ・事故発生時及び非常災害時の対応方針は適切であるか
市民の平等利用が確保されること (5点)		・正当な理由がなく、市民の利用（入所）を拒んだり、またその利用について差別的取扱いをしたりしないか
管理経費の縮減が図られること (5点)		・経費の積算は適切になされているか ・費用対効果について十分に考えられているか ・経費縮減策は具体的で適切に示されているか

指定管理者としての総合的な評価 (10 点)	・ 障害者の法定雇用率を達成しているか
	・ 障害者、高齢者、ひとり親家庭等の就業促進及び子育て支援や環境保護活動など社会貢献活動に現在取り組んでいる、又は今後取り組みようとしているか
	・ 提案全体としてのバランスがとれているか
	・ 事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか
合計 (100 点)	

管理業務に関して指定管理者が費用及び責任を負担する範囲

指定管理者は故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合には、損害を賠償していただきます。

この場合、市が指定管理者に代わり第三者に対し損害を賠償した場合には、損害に要した費用を市に賠償していただきます。

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

また、予想し得ない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合には、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担させるものとします。

なお、責任負担についての基本的な考え方は下記のとおりです。

項目	内容	責任負担	
		市	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効	○	

	など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		○
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の管理	市の責めに帰すべき事由による損傷	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による損傷		○
	市または指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ 1件あたり 250万円（消費税等込）を超える規模の修繕が必要となるもの	※	
	市または指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ 1件あたり 250万円（消費税等込）以下の修繕が必要となるもの		○
物品の管理	市の責めに帰すべき事由による損傷	○	

	指定管理者の責めに帰すべき事由による損傷		○
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	不適切な管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	不適切な管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

※ 事前に指定管理者と名古屋市で協議を行い、名古屋市の予算の定めるところにより名古屋市の負担で実施することとします。ただし、指定管理者が、事前に名古屋市の承認を得て、自らの負担で実施することは可能とします。

令和6年度の予算に基づく参考試算額（概算）

名古屋市の予算額を基礎としています。

<指定管理料>

区分	人件費	事務費	事業費	総額
金額（千円）	876,382	187,475	260,978	1,324,835

<令和3年度から令和5年度までの事業実績>

1 施設入所〔定員80人〕（各年度末現在）

（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	74	74	77
通常枠入所者数（75人）※	74	73	75
超・準超重症児者数	28	28	30
呼吸管理（気管切開、人口呼吸器等）	19	22	25
経管栄養（胃ろう、経鼻等）	45	47	49
緊急枠入所者数（5人）※	0	1	2
年度内入所者数	3	6	4
年度内退所者数	3	5	3

※定員80人のうち75人を通常枠、5人を緊急枠として運営。

なお、緊急枠とは、介護者の死亡や介護困難又は児童福祉法に基づく措置入所等、本人又は介護者の状況変化により緊急的対応を要する方について、名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針に基づき緊急的に受け入れるため、5人分の枠を確保し、運用しているもの。

2 短期入所〔定員10人〕（各年度年間利用実績）

（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延利用者数	1,189	1,588	1,502
一日平均利用者数	3.3	4.4	4.1
年間利用件数	391	502	513

※新型コロナウイルスの影響により、状況に応じて受入枠を制限しながら運営（0人～6人）

事務局

健康福祉局障害福祉部障害者支援課（名古屋市役所本庁舎1階）

- 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 電話番号 052-972-3097 ファックス番号 052-972-4149
- 電子メール a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

別記様式

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
併 せ て 提 出 す る 書 類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()				
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

配置図(クオリティライフ21城北内)



名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者

応募説明会参加申込書

年 月 日

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者応募説明会に参加を希望します。

法人名	(フリガナ)	
法人代表者名	(フリガナ)	
連絡先	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
担当者名	(フリガナ)	

- ・ 申込締切 令和6年5月30日（木）午後5時30分まで
- ・ 提出方法 郵送（必着）、持参、ファックス又は電子メールによること。

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者

応募にかかる質問書

(提出者) 法人名_____ 氏 名_____

- ・受付期間 令和6年6月4日（火）から6月10日（月）午後5時30分まで
- ・提出方法 郵送（必着）、持参、ファックス又は電子メールによること。
- ・質問に対する回答は、原則として、応募説明会に参加した全法人に郵送、ファックス又は電子メールで行います。
- ・質問の内容によっては回答までに一定期間を要する場合があります。